

市川市物品売払い指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物品の売払いに係る指名競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 物品 次に掲げるものをいう。

ア 市川市財務規則（昭和60年規則第4号。以下「財務規則」という。）第213条第1項に規定する物品であつて、財務規則第221条第2項の規定により売り払う旨の決定をしたもの

イ 資源化をすることができる物であつて、市長が当該資源化をすることができる物について売り払う旨の決定をしたもの

(2) 総価契約物品の売払いに係る契約（以下「物品売払契約」という。）の代金（以下「契約金額」という。）を総額で定める契約をいう。

(3) 単価契約物又は役務の給付について、その規格及び単価当たりの価格だけを決定し、金額はその給付の実績によって算定することを内容とする契約をいう。

(契約形態等)

第3条 物品売払契約は、総価契約によるものとする。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、単価契約によるものとすることができる。

2 指名競争入札に係る物品売払契約を総価契約により締結する者は、物品の引渡しを受ける前に契約金額を即納するものとする。

(入札参加者の指名等)

第4条 指名競争入札に参加する者の指名に関しては、市川市物品購入業者資格要件等設定要領（平成23年6月1日施行）の定めるところによる。

2 財務規則第109条第1項の規定により指名競争入札に参加する者を指名したときは、入札通知書により、当該指名をした者に対し、次に掲げる書類を添えて、財務規則第97条第1号及び第3号から第13号までに

掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 誓約書・委任状（様式第1号）
- (2) 入札辞退届（様式第2号）
- (3) 質疑書（様式第3号）
- (4) 仕様書
- (5) 入札書
- (6) その他必要な書類

3 前項の規定による通知は、ファクシミリの送付その他の方法により行うものとする。

（質疑）

第5条 財務規則第109条第1項の規定により指名を受けた者（以下「指名業者」という。）のうち指名競争入札について質疑がある者は、質疑書に質疑の内容を記入し、市長が指定する方法により提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により質疑書の提出があったときは、入札通知書に記載する期間内に、質疑書の提出をした者に対し、市長が指定する方法により、質疑に対する回答をするものとする。

3 前2項の規定による質疑の内容及びその回答は、指名業者の閲覧に供さなければならない。

（見積期間）

第6条 入札書の作成のための期間（以下「見積期間」という。）は、次の各号に掲げる指名競争入札1件当たりの予定価格の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、5日の範囲内において、第1号の期間を短縮することができる。

- (1) 2,000万円以上 入札通知書を通知した日（次号において「入札通知日」という。）から起算して10日以上の期間
- (2) 2,000万円未満 入札通知日から起算して1日以上の期間

（開札）

第7条 指名競争入札の開札は、見積期間の末日の翌日以後に実施するものとする。

(入札保証金)

第8条 指名業者は、その見積もる入札金額（物品売払契約が単価契約によるものである場合にあっては、その者の見積もる入札金額に仕様書で定める予定数量を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 指名業者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 指名業者が過去2年間に本市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、指名業者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札の方法等)

第9条 指名業者は、指名競争入札に係る入札書を作成し、封書にして自己の名を表記し、市長が指定する指名競争入札の日時に市長が指定する指名競争入札の場所に提出しなければならない。ただし、再度の入札を行う場合は、封書にすることを要しない。

- 2 指名業者は、入札前に誓約書・委任状（代理人が入札をする場合にあっては、指名業者及び代理人が記名押印した誓約書・委任状）を提出しなければならない。
- 3 前項の代理人は、同一の指名競争入札において2人以上の代理人となることできない。
- 4 指名業者のうち、入札書を提出した者（以下「入札者」という。）は、同一の指名競争入札において他の入札者の代理人となることできない。
- 5 入札者が1人である場合は、当該指名競争入札を取りやめるものとする。
- 6 指名業者は、指名競争入札を辞退するときは、指名競争入札の開札を実施する日の前日までに、市長が指定する場所に入札辞退届を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、入

札辞退届の提出期限を指名競争入札の開始の宣言をするときまで延長することができる。

(内訳書の提出)

第10条 指名業者は、入札書の提出と併せて内訳書を提出するものとする。

ただし、市長があらかじめその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 再度の入札を行う場合は、内訳書の提出をすることを要しない。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書による入札は、無効とする。

- (1) 指名業者でない者のした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が連合して作成した入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項に違反して入札をした入札書

(再度の入札)

第12条 市長は、再度の入札を行う場合は、当初に入札した入札者に入札させるものとする。

2 市長は、再度の入札を行う場合は、当初の入札をした最高入札価格を読み上げたのち、再度の入札を行わせるものとする。

3 再度の入札は、1回限りとする。

4 入札者は、再度の入札を辞退するとき、再度の入札の開始の宣言をするときまでに、当該指名競争入札に係る事務を執行する職員に対し、入札辞退届を提出しなければならない。

5 再度の入札において入札者が1人である場合は、当該指名競争入札を取りやめるものとする。

(落札者の決定)

第13条 市長は、開札の結果、予定価格以上の最高の価格の入札をした者を落札者として決定し、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、

当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 2 前項のくじの方法は、落札者を決定するくじを引く順番をくじにより決定し、その決定した順番に応じて、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該指名競争入札に係る事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第14条 指名競争入札に係る物品売払契約を締結する者（以下「契約者」という。）は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者が過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (3) 契約者が契約金額を即納するとき。
- (4) 契約金額が100万円以下の契約を締結する場合であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (5) 契約者が国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体であるとき。

(予定価格等の非公表)

第15条 次に掲げる事項は、指名競争入札の実施前後において、公表しない。

- (1) 指名競争入札に係る予定価格
- (2) 指名業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(指名競争入札の結果の公表)

第16条 落札者を決定したときは、市川市業務委託契約、賃貸借契約、施設修繕契約等の入札結果の公表に関する事務運用要領（平成26年4月1日施行）第3条第1項各号に掲げる事項を公表するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第17条 市長は、第9条第6項又は第12条第4項の規定により指名競争入札を辞退したことを理由として、その者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和2年4月1日以後に財務規則第109条第1項の規定により指名競争入札に参加する者を指名する指名競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。